

《全ページ共通事項》

 は入力が必要です。

2期分(対象期間：令和4年7月1日から同年9月30日)

令和4年度大阪府障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金
支給申請書

令和 4 年 10 月 3 日

大阪府知事 様

標記について、以下のとおり申請します。

申請区分	2期分(対象期間：令和4年7月1日から同年9月30日)		
申請者	社会福祉法人 大阪府		
法人等所在地	大阪市中央区大手前2丁目		
代表者職名	代表取締役	氏名	大阪 太郎
担当者	氏名	大阪 花子	
	電話番号	00-0000-0000	
	メールアドレス (ない場合はFAX 番号)	aa@aa	

申請に係る事業所数※	未記入箇所ありのため表示不可
申請に係る車両台数※	未入力箇所ありのため表示不可
交付申請額(請求額)	未入力箇所ありのため表示不可

※事業所ごとの基本情報及び申請車両を<別紙>「事業所別該当自動車一覧表」に記載してください。

【添付書類】

1. 申請する全自動車等の車検証の写し、又は、標識交付証明書の写し

【誓約事項】(下記のとおり相違ないことを確認の上、チェックボックスをチェックしてください。全ての項目がチェックされないと交付できません。)

- 申請する自動車等は、本年度において、原油価格高騰の影響による自動車等燃料費の支援を目的とした他の補助金等の交付を受けていないこと。また、介護サービスを対象とした同様の支援金において、同一自動車等の申請を行わないこと。
- 事業者が申請する自動車等の燃料費を負担し、利用者の輸送・送迎又は介護職員等による利用者の居宅への訪問を含むサービスの提供に使用するものであること。
- 基準日においてサービスを提供し、申請する自動車等を所有していること。
(※1) 基準日 第1期 令和4年7月1日 第2期 令和4年10月1日
- 対象期間(※2)において、以下のいずれかに該当する。
・対象期間の初月以前及びその月中に新規に指定を受けたもしくは休止から再開し対象期間の間ひと月の半分以上(ただし、指定を受けた日(休止から再開した日を含む。))の属する月は、指定を受けた日から当該月の末日までの間の半分以上とする。)、かつ、3か月連続してサービスを提供し、その提供にあたり、申請する自動車等を使用している。
・対象期間の初月の翌月に新規に指定を受けたもしくは休止から再開し、当該月から対象期間の間ひと月の半分以上(ただし、指定を受けた日(休止から再開した日を含む。))の属する月は、指定を受けた日から当該月の末日までの間の半分以上とする。)、かつ2か月連続してサービスを提供し、その提供に申請する自動車等を使用している。
・対象期間の初月の翌々月中に新規に指定を受けたもしくは休止から再開し、ひと月の半分以上(ただし、指定を受けた日(休止から再開した日を含む。))の属する月は、指定を受けた日から当該月の末日までの間の半分以上とする。))のサービスを提供し、その提供にあたり、申請する自動車等を使用している。
- この支援金における収入及び支出等に以下に記載する証拠書類を整備し5年間適切に保管すること。また、大阪府が求めたときは提出すること。
1. 申請した自動車等が業務で使用したことがわかる書類(運行記録、送迎記録、シフト表、サービス提供の記録)
2. 申請した自動車等に対して事業者が負担した燃料代がわかる書類(領収書)
- サービス種別・申請金額等の申請内容に誤りがないこと。
- この支援金に申請する自動車等は、事業者が保有するものであり、添付する車検証、自賠責保険証の写し及び標識交付証明書に誤りがないこと。

【口座情報】(下記のとおり相違ないことを確認の上、チェックボックスをチェックしてください。全ての項目がチェックされないと交付できません。)

- 国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用すること及び国保連合会が大阪府へ口座情報を提供することに同意します。

